社会福祉法人 上伊那福祉協会 介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開について

当法人では、令和元年(2019) 10月の介護報酬改定時に創設された「介護職員等特定処遇改善加算」の算定を行っており、令和6年度からも引き続き「介護職員等処遇改善加算」の算定をしております。

その算定要件のひとつに、職場環境等要件の取組についてホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行う必要があります。「見える化」要件とは、介護サービスの情報公表制度や自法人のホームページを活用して、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。そこで、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金改善以外)につきまして、以下の通り公表をいたします。

1. 職場環境等要件

別紙1『職場環境等要件』参照

| 区分 | 内容 |
|---------------------------------|--|
| 入職促進に 向けた取組 | ☑ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 |
| | ☑ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施 |
| 資質の向上 やキャリア アップに向 けた支援 | 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術 ② を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 |
| | ☑ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 |
| | ☑ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 |
| 両立支援・ 多様な働き 方の推進 | ☑ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の 整備 |
| | ☑ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規 職員から正規職員への転換の制度等の整備 |
| | ☑ 有給休暇が取得しやすい環境の整備 |
| | ☑ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 |
| | ☑ 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮 |
| 腰痛を含む 心身の健康 管理 | |
| | ☑ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等 健康管理対策の実施 |
| | ☑ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 |
| | ☑ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 |
| 生産性向上 のための業 務改善の取 組 | ☑ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 |
| | ☑ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 |
| やりがい・ 働きがいの 醸成 | ☑ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえ た勤務環境やケア内容の改善 |
| | ☑ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 |
| | ☑ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 |